（人事総括企画官）

第七条　［略］

２　人事総括企画官は、命を受け、令第十条第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（人材戦略企画室）

第八条　［略］

［条を削る。］

第九条～第十二条　［略］

（厚生管理室）

第十三条　長官官房教養厚生課に、厚生管理室を置く。

［２～４　略］

（犯罪被害者支援室）

第十四条　長官官房教養厚生課に、犯罪被害者支援室を置く。

２　犯罪被害者支援室においては、令第十二条第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

第二款　生活安全局

第十五条～第十八条　［略］

（少年保護対策室）

第十九条　［略］

２　少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関する事務を除く。）及び同条第九号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

［条を削る。］

（風俗環境対策室）

第二十条　［略］

（情報技術犯罪捜査指導室）

第二十一条　［略］

２　情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号及び第二号に掲げる事務（官民連携推進室の所掌に属するものを除く。）並びに同条第五号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（人事総括企画官）

第八条　［同上］

２　人事総括企画官は、命を受け、令第十条第一号、第三号及び第五号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（人材戦略企画室）

第九条　［同上］

（教養企画室）

第十条　長官官房人事課に、教養企画室を置く。

２　教養企画室においては、令第十条第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

３　教養企画室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、教養企画室の事務を掌理する。

第十一条～第十四条　［同上］

［二条ずつ繰り上げる。］

（厚生管理室）

第十五条　長官官房給与厚生課に、厚生管理室を置く。

［２～４　同上］

（犯罪被害者支援室）

第十六条　長官官房給与厚生課に、犯罪被害者支援室を置く。

２　犯罪被害者支援室においては、令第十二条第十号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

第二款　生活安全局

第十七条～第二十条　［同上］

［二条ずつ繰り上げる。］

（少年保護対策室）

第二十一条　［同上］

２　少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（性的搾取対策官の所掌に属するものを除く。）及び同条第九号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（性的搾取対策官）

第二十二条　生活安全局少年課に、性的搾取対策官一人を置く。

２　性的搾取対策官は、命を受け、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務のうち児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関する事務並びに同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

（風俗環境対策室）

第二十三条　［同上］

（情報技術犯罪捜査指導室）

第二十四条　［同上］

２　情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号及び第二号に掲げる事務（官民連携推進官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第五号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］